

## 特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

## 第51講 国際裁判管轄(その1)

## 第1 はじめに

企業活動のグローバル化の進展に伴い、わが国に提起される特許事件も、一方の当事者が日本 以外の国に所在する企業であったり、外国の特許権の侵害が問題となったり、渉外性を帯びる事 案が多く見られるようになっている。また、インターネット関連発明のように、世界各国のサー バーから発信することにより、国境を越えて、特許侵害が惹起するようなことが簡単にできるよ うになってきている。

このような渉外性を帯びない純然たる国内の特許係争事件であれば、わが国に国際裁判管轄があり、わが国の特許法が適用され、我が国の特許権の侵害が当然に問題となるので、国際判管轄、準拠法選択、属地主義からの検討等の問題は生じない。

しかし、特許事件が渉外的な色彩を帯びれば、わが国の裁判所が管轄を有するのか(国際裁判管轄)、管轄を有する場合にどこの国の法律を適用すべきか(準拠法)、実体的にわが国の特許権を侵害していると言えるのか(属地主義)という問題が生じる。

そこで、まず、国際裁判管轄に関して、採り上げることとする。

## 第2 財産権事件の国裁判管轄の判例上の準則と立法化

財産関係事件に関する国際裁判管轄に関しては、最高裁昭56年10月16日判決民集〔マレーシア航空機事件〕<sup>1</sup>、最高裁平9年11月11日判決〔ドイツ在住人に対する預託金返還請求事件〕<sup>2</sup>という2つの最高裁判例により、判例上の準則は確立された。

これらの最高裁判例によって確立された準則は、「逆推知説 + 特段の事情説」と呼ばれ、民事訴訟法の規定する国内裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、原則として国際裁判管轄が認められるが、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期する理念に反する場合には、例外的に国際裁判管轄が否定されるというものである。

<sup>1</sup> 民集35巻7号1224頁。

<sup>2</sup> 民集51巻10号4055頁。